

くるみ園指定相談支援事業所

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 福角会

第6条（障害児支援利用計画の変更）

保護者及び利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と保護者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

第7条（障害児入所施設等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第8条（指定障害児相談支援及び障害児支援利用計画の読み替え）

指定計画相談支援にあたっては、第4条から第7条に記載されている指定障害児相談支援は指定計画相談支援と障害児利用計画はサービス等利用計画と読み替えることとします。

第9条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 事業者の提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。但し、指定相談支援給付費額及び障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。
- 2 前項の他、保護者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、保護者はこれを翌々月10日までに支払います。

第10条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を適切に行います。
- 2 事業者は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を行います。

第11条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務） 事業者は、指定特定障害児相談支援サービスの提供にあたって、保護者及び利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、保護者の質問等に対して適切に説明します。
- 3（守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定特定障害児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た保護者及び利用者の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4（記録保存整備義務） 事業者は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供終了日から5年間保存します。

第12条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町・保護者に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって保護者及び利用者へ損害を与えた場合には、速やかに保護者及び利用者の損害を賠償します。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 保護者が契約締結時に利用者の心身の状況および病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告示を行ったことに起因した損害が発生した場合
- 二 保護者が利用者への支援サービスの実施にあたって必要な事項に係る聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因した損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化など、事業所の実施した支援サービスを原因としない事由に起因した損害が発生した場合
- 四 保護者及び利用者が、事業所もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因し損害が発生した場合

第14条（保護者の損害賠償責任）

利用者及び保護者は故意または過失により事業所に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

第15条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第16条（保護者からの中途解約）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第17条（保護者からの契約解除）

保護者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- 二 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により、保護者及び利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、保護者及び利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 保護者及び利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 二 保護者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第19条（虐待防止）

事業者は、利用者の人権擁護、利用者への虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を設置して必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施します。

第20条（カスタマーハラスメント防止）

利用児の家族やその他の関係者（以下「利用児等」という。）は、職員その他の関係者に対し、威圧的な言動や過度な要求、社会通念上相当な範囲を超える行為や許容されない言動を行ってはならないものとします。

- 2、事業者は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことが出来ます。
- 3、利用者が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業者は次の措置を講ずることが出来ます。
 - (1) 利用児等と面談
 - (2) サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - (3) 利用契約の解約（やむを得ない場合に限る）
- 4、上記の措置を講ずる際には、事業者は可能な限りその家族に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関（相談支援事業所、愛媛県及び各市町担当課等）と連携します。
- 5、5、利用児等の言動が、職員や他の利用児等の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業者は警察等関係機関へ通報を行うことができます。

第21条（苦情解決）

- 1 保護者は、本契約に基づく指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもでき、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法並びに児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 愛媛県松山市福角町甲1829番地
事業者名 社会福祉法人福角会
くるみ園指定相談支援事業所
代表者氏名 理事長 山崎 隆 印

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童氏名 _____